

ごみ指定袋販売登録店の募集

家庭用ごみ指定袋を販売していただく「ごみ指定袋販売登録店」を募集しています。

●ごみ指定袋販売登録店の業務概要

(1) センターに「ごみ指定袋販売登録店」として登録することにより、ごみ指定袋の販売をしていただきます。(公金徴収事務受託者として販売登録店の名称、所在地等を告示します。)

(2) 主な業務

① 廃棄物処理手数料（ごみ指定袋代金）の徴収および収納

② ごみ指定袋の発注と在庫管理および住民への販売

(3) ごみ指定袋販売登録店の表示

ごみ指定袋販売登録証と登録店を示す看板を交付します。登録証は店内レジ付近に掲示し 看板は店舗入り口付近の見やすい場所に掲示していただきます。

●ごみ指定袋の種類および販売価格

種類	規格	廃棄物処理手数料 (販売価格)	住民への 販売単位	1箱当りの価格	1箱の枚数
可燃ごみ収集用 指定袋	大袋 (45 ^{リットル})	450 円／1 袋	各種類とも 1 袋 (10 枚入り)	13,500 円／箱	300 枚／箱
	中袋 (30 ^{リットル})	300 円／1 袋		15,000 円／箱	500 枚／箱
	小袋 (20 ^{リットル})	200 円／1 袋		10,000 円／箱	500 枚／箱
不燃ごみ収集用 指定袋	大袋 (45 ^{リットル})	450 円／1 袋		13,500 円／箱	300 枚／箱
	中袋 (30 ^{リットル})	300 円／1 袋		15,000 円／箱	500 枚／箱

●ごみ指定袋販売にあたっての注意事項

(1) ごみ指定袋の販売は、商品の売買ではありません。ごみ指定袋の価格は条例で定める「廃棄物処理手数料」です。**値引販売や景品として無料配布を行うことはできません。**

販売にあたっては1袋(10枚)単位とし、ばら売り(1枚売)は認められません。

万一、これらのようなことが判明した場合には、登録店としての登録を取り消します。

(販売店が値引き分の費用を負担したとしても、値引き販売を行うことはできません。)

(2) ごみ指定袋の販売価格には、消費税が含まれています。別途消費税を収納することはできません。

(3) 5種類全てのごみ指定袋を販売してください。

(4) スーパー等のチェーンストア、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンおよび管内に複数の店舗を有する業務形態であっても店舗ごとに申込みが必要です。

(5) 事業所は、事業所用可燃ごみ指定袋を使用することになっているので事業所への販売はできません。(事業所用可燃ごみ指定袋は、各市窓口・クリスタルプラザで販売しています。)

●ごみ指定袋取扱の流れ

(1) 発注

センターが作成した発注表により FAX または Mail にてセンターへ発注してください。

(2) 納品

センターが配送したごみ指定袋は、原則現金と引き換えに受け取る現金取引とします。

なお、請求先を同じくする店舗の1月あたりの合計請求金額が概ね 100,000 円を超えることが継続的に見込まれる場合、センターが発行する納入通知書をもって手数料を納付することができます。

(3) 販売、在庫管理

ごみ指定袋を販売し、在庫管理を適正に行ってください。

(4) 取扱い手数料の支払い

センターが販売登録店に支払う**取扱い手数料**の額は、種類、サイズにかかわらず1枚当り3円を支払います。

取扱い手数料は、登録店が代金（ごみ指定袋代金）をセンター職員に支払う時に、**住民への販売価格**から、**取扱い手数料**の額を差し引く繰替払いによる支払いとなります。

【例】可燃ごみ用大袋(13,500 円)を1箱(300 枚=30 袋入り)購入した場合の支払額

取扱い手数料: $300 \text{ 枚} \times 3 \text{ 円/枚} = 900 \text{ 円}$

支払額: $13,500 \text{ 円} (\text{住民への店頭販売価格}) - 900 \text{ 円} (\text{取扱い手数料}) = 12,600 \text{ 円}$

(5) 消費税の取扱いについて

センターからごみ袋を仕入れる際の代金は課税仕入れとして、住民がごみ指定袋を購入した代金については課税売上として、消費税を申告する必要があります。

●募集対象

(1) 小売店

センター管内に従業員が常駐する店舗等を有し、食料品または日用雑貨等を取り扱うものを対象とします。住民に対して商品等を販売しない業務形態の場合は、ごみ指定袋販売登録店の募集対象になりません。

(2) その他

自治会等の地縁団体が地域住民に販売する場合は必ずしも店舗形態は要しません。

●申込資格

販売登録店申請ができる方は、下記のすべての条件を満たす必要があります。

- (1) 欠品することのないよう厳重な在庫管理ができること。
- (2) センターが実施するごみ指定袋制度の趣旨を理解し、協力すること。
- (3) センター職員による立ち入り調査や在庫調査に対して随時対応できること。
- (4) 反社会的行為により市民生活の安全と平穏を脅かす暴力団等でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

●申請方法

センター窓口にて随時受付をします。以下の書類を添えて申請書を提出してください。

- (1) 申請書：別紙様式 1 号
- (2) 市が発行する直近の納税証明書（市税に滞納がないことの証明、申請日の 3 ヶ月以内に発行されたもの）

ただし、長浜市・米原市に所在地がない場合は、本社の所在する市が発行する納税証明書

- (3) 店舗等の所在地の地図（住宅地図） 1 部

ただし、自治会等地縁団体の場合は、ごみ指定袋を保管する予定となる場所の地図

- (4) 店舗外観の写真
- (5) ごみ指定袋購入見込【後納を希望される場合のみ】

●審査結果の通知および説明

申請のあった方を対象として審査を行い、販売登録店として登録できると判断された方には、その旨を通知するとともに、センター窓口でごみ指定袋の販売方法について説明を行い関係書類の交付をします。

お問い合わせ先

湖北広域行政事務センター 業務課

TEL 0749-62-7143

FAX 0749-65-0245

Email gyoumu@kohoku-kouiki.jp

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

湖北広域行政事務センター
管理者 あて

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称および代表者の氏名)
電話番号

湖北広域行政事務センターごみ指定袋等販売登録店申請書

湖北広域行政事務センターごみ指定袋等販売登録店の登録を受けたいので下記のとおり申請します。

記

取 扱 品 目 (希望する品目に○印を 付けてください)	1. 可燃ごみ・不燃ごみ収集用指定袋
販売店の所在地 または代表者の住所	〒
販売店名	
販売店の代表者氏名	
販売店の電話番号	
手数料の支払い方法 (希望する方法に○印を 付けてください)	1. 現金払い 2. 納付書払い

業種（業務内容）	
販売店の営業時間	
販売店の休業日	

年 月 日

湖北広域行政事務センター

管理者 あて

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称および代表者の氏名)

電話番号

湖北広域行政事務センターごみ指定袋購入見込

湖北広域行政事務センターごみ指定袋の納付書払いの承認を受けたいので、1 か月あたりの注文見込量を下記のとおり報告します。

記

販売店名	
------	--

種 類	規 格	納品の単位	販売店への 1 箱あたりの価格	箱数および金額（1 か月あたり）	
可燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 リットル)	1 箱 (30 袋入)	12,600 円	箱	円
	中袋 (30 リットル)	1 箱 (50 袋入)	13,500 円	箱	円
	小袋 (20 リットル)	1 箱 (50 袋入)	8,500 円	箱	円
不燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 リットル)	1 箱 (30 袋入)	12,600 円	箱	円
	中袋 (30 リットル)	1 箱 (50 袋入)	13,500 円	箱	円
合 計				箱	円

■納付書払いを認める基準

請求先を同じくする店舗の1 か月あたりの合計請求金額が概ね100,000円を超えることが継続的に見込まれること